

公 告

下記森林について、森林経営管理法第 11 条の規定により公告する。

令和 7 年 9 月 30 日

伊豆の国市長 山下 正行



記

1 森林の所在等

番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)
①	静岡県伊豆の国市奈古谷 1897-2	20 林班ち 2-0	山林	0.0561
②	静岡県伊豆の国市奈古谷 1898-7	20 林班ち 7-0	原野	0.2462

2 この公告は、別添の経営管理権集積計画を定めようとするに当たり、上記の森林の森林所有者の一部を確知することができないことから行うものである。

3 上記森林について、別添の経営管理権集積計画の定めるところにより、伊豆の国市が経営管理権の設定を、森林所有者が経営管理受益権の設定を受ける。

4 経営管理権に基づき、当該森林について

- (1) 森林経営管理法第 33 条第 1 項の規定による伊豆の国市森林経営管理事業の実施による経営管理
- (2) 森林経営管理法第 35 条第 1 項に規定された経営管理実施権配分計画による経営管理実施権の設定及び当該経営管理実施権に基づく民間事業者による経営管理のいずれかが行われる。

5 当該森林に係る経営管理権集積計画の内容

番号	始期	存続期間	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において森林所有者に支払われるべき金銭の額の算定方法並びに当該金銭の支払の時期、相手方及び方法	存続期間の満了時及び委託が解除されたものとみなされた時における清算の方法	備考
①	2026. 4. 1	3 年	1. 森林施業 ・ 乙は、存続期間中に切捨間伐を 1 回実施する。 ・ 間伐対象は針葉樹とし、基本的に劣勢木や枯損木等を伐採し、間伐率はおおむね 30% (本数比) とする。 ・ 広葉樹及び竹については、乙が必要と判断する場合には、伐採する。	該当なし	該当なし	